

# 大津市が作成した地図等の利用手続き（測量成果の複製・使用申請フロー）

大津市発行の地図等を複製し、その成果品を不特定多数の者が利用できるようにする場合などや、その地図等を基に新たな地図を作成する場合などには、測量法の規定に基づき、あらかじめ大津市長の複製または使用の承認を得なければなりません。

## ■複製とは（測量法第 43 条関係）

・紙地図及びラスターデータ型の地図画像を背景用にコピー、スキャン等の測量ではない行為で複製したものを基図として、情報の削除もしくは独自情報を付加したもの。

## ■使用とは（測量法第 44 条関係）

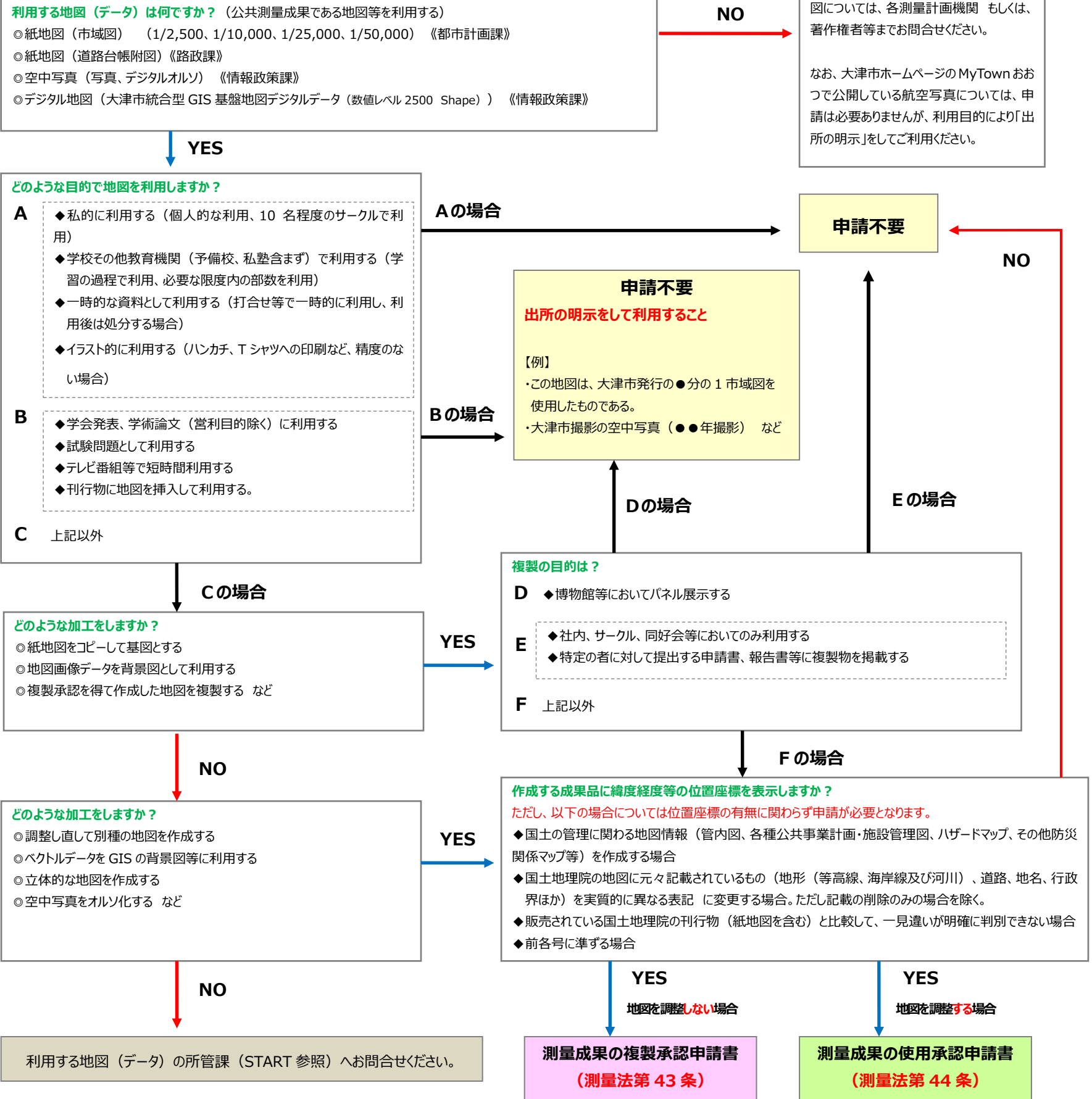
・測量成果をスクライプやトレースし、原測量成果を調整し直して別種の地図を作成するもの。

・測量によって得たデータ等を付加し、独創性のある主題図（地質図等）を作成するもの。

・ベクトルデータ及び標高データから地図画像を作成する行為をするもの。

（大津市統合型 GIS 基盤地図はベクトルデータのため、当データから地図画像を作成する場合は、地図の調整（測量）行為として取り扱いますので、使用承認申請が必要です）

**START**



複製及び使用の事例など詳細については、「[国土地理院の地図の利用手続](http://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index-new.html)」をご覧ください。

申請は、[国土地理院 測量成果ワンストップサービス](https://onestop.gsi.go.jp/onestopservice/)もご利用ください。